

■規制開始前後に必要な手続き

盛土規制法対象工事(都市計画法の開発行為に該当しない)

- ①規制区域指定日時点で工事中の場合:
規制区域指定日から21日以内に届出が必要
 (令和7年5月22日まで)

規制区域指定 令和7年5月1日



- ②規制区域指定後に工事着手する場合:
工事着手前に許可が必要



盛土規制法対象工事(都市計画法の開発行為に該当する)

- ③規制区域指定日時点で工事中の場合:
規制区域指定日から21日以内に届出が必要
 (令和7年5月22日まで)



- ④規制区域指定後に工事着手する場合:
工事着手前に盛土規制法の許可が必要
 (許可の特例(みなし許可)の対象外)



定期報告: 盛土規制法第12条第1項または法第30条第1項の規定のとおり、許可を受けたすべての工事が対象

(法第15条第1項及び第2項のみなし許可を受けた工事も含む)

中間検査: 盛土規制法第18条第1項の規定のとおり、一定規模以上の工事に該当し、かつ特定工程(盛土をする前の地盤面又は切土をした後の地盤面に排水施設を設置する工事の工程)を含む場合、盛土規制法の中間検査を受ける必要があります(土石の堆積は対象外)。

規制区域指定前に着工している工事について、21日以内に届出の手続きを行えば、定期報告・中間検査は対象外です。